

令和6年度(2024年度)

八王子市立保育園のしおり

【公設公営園】



子ども家庭部子どもの教育・保育推進課 公立保育所運営担当

電話 620-7447(直通)

☆☆☆ も く じ ☆☆☆

| | | |
|----|---------------------|---------------|
| 1 | 保 育 の 基 本 理 念 | ． ． ． ． 1 |
| 2 | 保 育 の 方 針 | ． ． ． ． 1 |
| 3 | 保 育 の 目 標 | ． ． ． ． 1 |
| 4 | 保 育 料 ・ 給 食 費 | ． ． ． ． 1～2 |
| 5 | 保 育 時 間 等 | ． ． ． ． 2 |
| 6 | 保育業務支援システムについて | ． ． ． ． 2 |
| 7 | 園 児 の ケ ガ に つ い て | ． ． ． ． 2 |
| 8 | 保育園生活における注意事項 | ． ． ． ． 3～4 |
| 9 | 給 食 に つ い て | ． ． ． ． 4～5 |
| 10 | 午 睡 に つ い て | ． ． ． ． 5 |
| 11 | 非 常 災 害 時 の 対 策 | ． ． ． ． 5 |
| 12 | 保 育 所 児 童 保 育 要 録 | ． ． ． ． 5 |
| 13 | 個 人 情 報 | ． ． ． ． 5 |
| 14 | 苦 情 処 理 第 三 者 委 員 | ． ． ． ． 5 |
| 15 | 保 育 園 の 様 々 な 役 割 | ． ． ． ． 5 |
| 16 | 年 間 の 行 事 予 定 等 | ． ． ． ． 6 |
| 17 | 毎 月 の 行 事 | ． ． ． ． 6 |
| 18 | 退 園 届 の 提 出 | ． ． ． ． 6 |
| | (参 考)延長保育及び特別保育のご案内 | ． ． ． ． 7～9 |
| | 避難情報発令時における代替保育のご案内 | ． ． ． ． 10～11 |
| | 八王子市立保育園の概要 | ． ． ． ． 12～13 |
| | 保育園(集団)の中で流行しやすい病気 | ． ． ． ． 14～15 |
| | 在宅子育て家庭への支援 | ． ． ． ． 16 |

1 保育の基本理念

子どもを単なる保護の対象として接するのではなく、子ども自身の権利を尊重し、保育の中で養護と教育を一体的に行います。また、子ども達の心身の発達を保障するために保護者との連携を図るとともに、地域の子ども・家庭をも含めた支援を推進していきます。

2 保育の方針

子どもが人格を形成していくうえで、自己肯定感を持てるようにすることが大切です。職員は、子どものあるがままを受け止め、自分の意志を自由に表現できるように保育の中で援助していきます。

子どもが保育園生活を送るうえで必要なルールを知らせるとともに、一人ひとりの違いを認め合うことの必要性を伝えていきます。

人の成長には豊かな経験が必要であり、特に乳幼児期においてはそれが実体験でなければなりません。人的・物的な環境を整え、子どもが自然に集団となって遊ぶ中でさまざまな体験ができるようにしていきます。

3 保育の目標

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (3) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- (4) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- (6) 様々な体験をとおして、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

4 保育料・給食費

保育園でかかる経費の一部を御負担していただくものが保育料(利用者負担額)・給食費です。

0～2歳クラス:保育料(利用者負担額)、3～5歳クラス:給食費

保育料は、八王子市保育園条例及び八王子市保育園条例施行規則に基づき、毎月1日現在、子どもが保育園に在園している場合に、納めていただきます。御負担いただく額は、世帯の市民税所得割課税額を基に決められます。

給食費は、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育料の一部としてお支払いいただいていた給食費を、引き続き3～5歳クラスの保護者の皆様にお支払いをお願いするもので、毎月1日現在、子どもが保育園に在園している場合に、納めていただきます。

御負担いただく額は、月額 4,500 円となります。(免除制度もあります)保育料・給食費は、口座振替で納めていただきます。

5 保育時間等

(1) 保護者の就労状況等に応じ、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

| 区分 | 保育利用時間 | |
|--------|----------|-----------------|
| 保育標準時間 | 1日最大11時間 | 7時30分から18時30分まで |
| 保育短時間 | 1日最大 8時間 | 9時00分から17時00分まで |

保育標準時間もしくは保育短時間を超えた時間帯に、保護者の就労などで保育が必要な場合に延長保育が利用できますが、事前に利用時間、保育料などの詳細について保育園に確認をしてください。

(2) 入園当初のお子さんは、生活環境の変化により精神的・肉体的に非常に疲れやすくなっています。そのため、保護者の就労状況等を考慮しつつ、お子さんが集団生活に徐々に慣れるよう、短い時間から少しずつ時間を延ばしながら保育する場合があります。

(3) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から31日まではお休みです。

6 保育業務支援システム「Hoic」について

公設公営保育園では、保護者の皆さまの利便性の向上と保育の質の向上を目的に保育業務支援システム「Hoic」を導入しています。

保護者の皆さまは、スマートフォンのアプリケーションや Web ブラウザを通して、保育園への出欠連絡や、保育園からのお知らせを受け取ることができます。

7 園児のケガについて

保育園では、日本スポーツ振興センター災害共済に加入しています。

保育園の管理下(保育中及び登・降園中等)における負傷・疾病で療養に要する費用の額が5,000円(診療報酬500点)以上のものは、日本スポーツ振興センターに申請します。この場合、国制度である日本スポーツ振興センター法の災害共済給付制度が優先されるため、医療証は使用できません。

医療費の給付金額は、療養に要した費用として、健康保険診療の本人負担分(医療費総額の2割)と療養に伴って要した費用(医療費総額の2割)を加算した額となります。

また、日本スポーツ振興センターとは別に、保育園賠償責任保険に加入し、不慮の事故に備えています。これらの保険料はすべて市で負担します。

保育園では、保育園内における安全対策として見守りカメラを設置しています。

8 保育園生活における注意事項

(1) 保育園では、保護者から、保育園の職員が直接お子さんをお預かりし、また、直接保護者にお引渡しをします。保育中に保護者に連絡する場合がありますが、電話による個人情報にかかる問い合わせは行いません。誘拐等の犯罪を防ぐためにも、保護者の皆様は充分ご注意ください。

また、交通環境の変化等により交通事故が多数発生しています。保護者の皆様も、登・降園の際、自転車(お子さんにもヘルメットの着用をお願いします。)やバイクなどの二輪車を利用する方は特に、自動車や他の自転車などに充分気をつけてください。道路交通法規を守り、安全な登・降園にご協力をお願いします。

(2) 登・降園をする道順は「児童票」に記入し、特別な場合を除いて違った道を通らないようにしてください。これは、前記 7 の日本スポーツ振興センター災害共済の医療給付とも関係ありますので、必ず守ってください。

(3) 途中降園については必ず電話連絡をしていただき、保護者が直接園まで迎えに来るようにしてください。

また、登・降園の際に遅れる場合や、お休みをする場合には、その都度、保育園に連絡してください。

(4) 日々の通園にあたっては、次のことを守ってください。

ア 持ち物には、すべて名前をつけてください(衣服、通園用具、雨具等)。

イ 朝は必ず朝食をとり、用便をすませて登園させるよう習慣づけてください。

ウ 身体、衣類、持ち物等は、常に清潔に心掛けてください。

エ 保育園では毎朝園児の健康状態を観察し、毎月1回(中旬ごろ)、身長、体重を計って、発育の状態を検査する等、健康には特に注意しています。ご家庭においても、健康には充分ご配慮ください。

オ 保育時間は、延長保育も含めて午後7時(みなみ野保育園は午後7時30分)までです。各ご家庭の都合に合わせて、この時間を守って降園をお願いします。遅れる場合は、ファミリー・サポート・センターの送迎代行などをご利用ください。

カ 保護者は、帰宅したらお子さんのカバンの中を毎日必ず見てください。また、保育業務支援システム「Hoic」の確認もしてください。お知らせ等が配付又は配信されている場合があります。

(5) 健康状態について、次のことに気をつけてください。

ア 持病、障害等のあるお子さんは、前もってお知らせください。

また、児童票の生育歴欄に詳しく記入してください。

(ひきつけ、脱臼、ヘルニア、アレルギー、ぜんそく、障害の様子など)

イ お子さんに急な発熱や、下痢、嘔吐等の症状が出た場合は保護者に連絡しますので、至急お迎えをお願いします。連絡先は事前に保育園へ届け出ておいてください。

- ウ お子さんが病気のときは、原則としてお休みさせていただきます。また、病気の様子は必ず保育園にお知らせください。
- エ 保育園では、お子さんに対する与薬は通常行っておりませんが、保育園での生活時間帯に、どうしても与薬をしなければならない場合は、園長に相談してください。
- オ お子さんが感染性疾患等にかかったときは、必ず医師の診察を受けてください。また、消毒や他のお子さんの対応もありますので、至急保育園に連絡してください。
- カ 感染性の皮膚病や眼病(結膜炎、トラコーマ等)はお子さんが元気でも、他のお子さんに迷惑をかけることになりますから、全快するまで休ませてください。
- キ お子さんが下表の感染症にかかった場合、囑託医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで、登園できません。全快して登園する場合は、登園届を保育園まで提出してください。医師による証明書等の提出は必要ありません。
- ク 感染症の感染拡大防止のため、場合によってはお子さんの登園自粛等のお願いをすることがあります。
- ケ お子さんの予防接種を指定された医療機関で受けた方は、保育園にお知らせください。

学校保健安全法施行規則(昭和 33 年 6 月 13 日 文部省令第 18 号)第 18 条における感染症の種類について(最終改正:令和 5 年 4 月 28 日)文部科学省令第 22 号)

| 区分 | 感染症の種類 |
|-----|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。) |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳(せき)、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 |

9 給食について

翌月の献立表を月末に配付又は配信しますので、献立表をよく読んで、アレルギーの観点から、食べたことのない食材はご家庭で試していただくようお願いいたします。

朝食は、午前中の園生活の活力源です。必ず食べさせてから登園してください。

給食は、昼食のほか、年齢に応じて、おやつが出ます。

アレルギー疾患等で食せない食材がある場合は、除去食等の対応をいたします。

この場合は、保護者から保育園に「食物アレルギーに関する依頼書」、医師に記入いただく「八王子市保育施設等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」等を提出していただき、園児

の健康状態や献立について話し合う機会を設けます。除去が不可能な場合は、代替食を持参していただく場合もあります。

10 午睡について

1年を通して午睡を実施しています。月 2 回程度、乾燥車での布団の殺菌・乾燥をしています。

11 非常災害時の対策

非常災害時に備え、災害訓練を毎月1回、実施しています。

また、火災、地震、その他の予測できない事故災害からお子さんを守るため、次のとおり保護者の皆様のご協力が必要となりますので、よろしくお願いします。

- (1) 非常災害時にはできる限り早くお迎えに来ていただくようお願いします。保護者が来られない場合は、代わりの人を決めておいてください。また、災害発生時には、保育園から保護者の皆様への情報を迅速に伝えられるようにします。したがって、住所、勤務先等が変更になった場合は、速やかに保育園に申し出てください。
- (2) 台風などによって、大きな被害が予測される場合には、保育園の休園や登園の自粛をお願いする場合があります。(※代替保育について P.10 参照)

12 保育所児童保育要録

平成21年度から、年長児の保育園での生活の記録を、子どもの育ちを支える資料「保育所児童保育要録」として、就学先の小学校等へ送付しています。

13 個人情報

提出していただいた個人に関する情報については、保育園の運営でのみ使用し、関係法令(八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例等)に基づき、個人の情報は厳正に取り扱います。

14 苦情処理第三者委員

保護者からの相談や苦情にお応えするため、苦情処理第三者委員を設置しています(苦情処理第三者委員は、地区の民生委員若しくは児童委員の方に委嘱しています。)。保育園に対する意見、要望、苦情等がありましたら口頭、文書にて保育園、子どもの教育・保育推進課、又は苦情処理第三者委員にお申し出ください。

15 保育園の様々な役割

保育園は地域の社会資源として、子育てひろばを始めとする子育て支援や、市内中学校の生徒の職場体験、保育士養成学校の実習生受け入れなどを行っています。また、より良い保育の質を求め、保育従事者の研修の場として、保育を公開させていただきま

16 年間の行事予定等

- 4月 入園の日、定期健康診断(内科・歯科)
 - 5月 お弁当持ち散歩
 - 7月 夏祭り
 - 10月 運動会、定期健康診断(内科)
 - 11月 お弁当持ち散歩
 - 1月 修了園児記念撮影
 - 3月 お弁当持ち散歩、修了式
- ※上記の行事に加え、遠足も実施します。



17 毎月の行事

- (1) 身長・体重測定
- (2) 災害訓練
- (3) 誕生日会

18 退園届の提出

保護者の退職や家庭の事情等により保育園をやめる場合は、なるべく早めに退園届を提出してください。



延長保育及び特別保育のご案内

保育園では、延長保育、一時保育などの特別保育を行っております。これらは、通常の保育とは別に、それぞれの保育が必要となったときに利用できるものです。

延長保育

- こんなときに利用できます。
在園の保護者の就労形態、通勤時間など、やむをえない理由により保育を必要とする場合
- 利用できる日:月曜日から土曜日まで(休園日を除く)
- 利用できる児童:利用日に満1歳に達しているお子さん
- 保育時間、保育料及び提供施設

| 認定区分 | 保育時間 | 保育料(月額) | 提供施設 |
|--------|--------------------|---------|-----------|
| 保育標準時間 | 午後6時30分から午後7時まで | 2,500円 | みなみ野保育園以外 |
| | 午後6時30分から午後7時30分まで | 3,200円 | みなみ野保育園 |
| 保育短時間 | 午前7時30分から午前9時まで | 2,100円 | 全園 |
| | 午前8時から午前9時まで | 1,400円 | |
| | 午前8時30分から午前9時まで | 700円 | |
| | 午後5時から午後5時30分まで | 700円 | |
| | 午後5時から午後6時まで | 1,400円 | |
| | 午後5時から午後6時30分まで | 2,100円 | |

※延長保育は上記の時間を守ってご利用をお願いします。保育時間終了後は、超過時間により別途料金がかかります。

※月単位の延長保育をご利用の場合、延長保育料が減免となることがあります。詳しくは、保育園または子どもの教育・保育推進課へお問い合わせください。

特別保育の幼児教育・保育の無償化について

- 休日保育、一時保育、緊急保育、年末保育、定期利用保育が無償化の対象となる場合があります。詳しくは、子どもの教育・保育推進課へお問い合わせください。

避難情報発令時における代替保育について

- 台風等による避難情報発令時における一時・緊急・定期利用保育に係る代替保育についてはP.10参照

休日保育

- こんなときに利用できます。
保護者が就労、傷病、冠婚葬祭、育児疲れの解消などで、休日に保育を必要とする場合
- 利用できる日:日曜日及び祝日(12月29日から1月3日を除く)
- 利用できる児童:八王子市に居住し、利用日に満1歳に達しているお子さん
- 保 育 時 間 :午前7時30分から午後6時30分まで

- 保 育 料:3,000円(日額)

※利用日時点で、児童が教育・保育給付認定(2号又は3号認定)を受け、保育所等に在園し、認定を受けた要件と休日保育を利用する要件が同じ場合は無料

- 提 供 施 設

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 定員(／日) |
|-------|-----------|----------------------------|--------|
| 千人保育園 | 千人町3-5-17 | 042-661-3360 070-1270-1885 | 20名 |

※台風等による避難情報の発令に伴い、千人保育園が臨時休園の場合は子安保育園(子安町四丁目31番1号)にて、保育を実施する場合があります。

一 時 保 育

- こんなときに利用できます。

保護者が就労、傷病、冠婚葬祭、育児疲れの解消などで、一時的に保育を必要とする場合

- 利用できる日:月曜日から金曜日まで(休園日を除く)

※千人保育園のみ土曜日も利用可能

- 利用できる児童:八王子市に居住し、利用日に満1歳に達していて、保育所に入所していないお子さん

- 保育時間及び保育料

| 区分 | 時間 | 保育料(日額) |
|-----|--------------------|---------|
| 1日 | 午前8時30分から午後5時まで | 3,200円 |
| 4時間 | 午前8時30分から午後0時30分まで | 1,600円 |
| 5時間 | 午前9時30分から午後2時30分まで | 2,000円 |
| 6時間 | 午前10時から午後4時まで | 2,400円 |

- 提供施設及び定員

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 定員(／日) |
|---------|------------|----------------------------|---------|
| 子安保育園 | 子安町4-31-1 | 042-622-3343 070-1270-1875 | 20名以内 |
| 千人保育園 | 千人町3-5-17 | 042-661-3360 070-1270-1885 | 各園10名以内 |
| 津久田保育園 | 中野山王3-22-3 | 042-622-7390 070-1270-1935 | |
| みなみ野保育園 | みなみ野6-1-1 | 042-637-8828 070-1270-2025 | |
| 元八王子保育園 | 式分方町739 | 042-625-8005 070-1270-2062 | |

緊 急 保 育

- こんなときに利用できます。

保護者が傷病、看護、介護、災害などで、緊急に保育を必要とする場合

- 利用できる日:月曜日から金曜日まで(休園日を除く)

※やむを得ない理由がある場合は土曜日も利用可能

- 利 用 期 間:1週間から4週間まで(場合によって1週間単位で延長可能)

- 利用できる児童:八王子市に居住し、利用日に満1歳に達していて、保育所に入所していないお子さん

- 保 育 時 間:午前7時30分から午後6時30分まで

- 定 員:各園1名

- 保 育 料:10,000円(週額) ※土曜日に利用した場合は別途2,000円(日額)

- 提 供 施 設:全園(指定管理園を除く)

年末保育

- こんなときに利用できます。
保護者が就労、傷病などで、年末に保育を必要とする場合
- 利用できる日:12月29日から12月31日まで
- 利用できる児童:八王子市に居住し、利用日に満1歳に達しているお子さん
- 保 育 時 間 :午前7時30分から午後6時30分まで
- 定 員 :各園20名/日
- 保 育 料 :3,000円(日額)
- 提 供 施 設

| 施設名 | 住所 | 電話番号 |
|-------|-----------|----------------------------|
| 子安保育園 | 子安町4-31-1 | 042-622-3343 070-1270-1875 |
| 千人保育園 | 千人町3-5-17 | 042-661-3360 070-1270-1885 |

定期利用保育

- こんなときに利用できます。
保護者が就労、傷病、育児疲れの解消などで、継続して保育を必要とする場合
- 利用できる日:募集の際に提示する期間の月曜日から金曜日まで(休園日を除く)
- 利用できる児童:八王子市に居住し、利用開始希望月の1日時点で満1歳に達していて、保育所に入所していないお子さん
- 保 育 時 間 :午前8時30分から午後5時までの間で、1日4時間以上8.5時間以内、かつ週12時間以上40時間以内(曜日及び時間は固定)
- 保 育 料

| 週利用時間 | 保育料(月額) |
|---------------|---------|
| 週12時間以上16時間未満 | 15,400円 |
| 週16時間以上20時間未満 | 19,800円 |
| 週20時間以上24時間未満 | 24,200円 |
| 週24時間以上28時間未満 | 28,600円 |
| 週28時間以上32時間未満 | 33,000円 |
| 週32時間以上36時間未満 | 37,400円 |
| 週36時間以上40時間以内 | 41,800円 |



- 提供施設及び定員

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 定員 |
|---------|------------|----------------------------|----|
| 子安保育園 | 子安町4-31-1 | 042-622-3343 070-1270-1875 | 5名 |
| 千人保育園 | 千人町3-5-17 | 042-661-3360 070-1270-1885 | 3名 |
| 津久田保育園 | 中野山王3-22-3 | 042-622-7390 070-1270-1935 | 5名 |
| 元八王子保育園 | 式分方町739 | 042-625-8005 070-1270-2062 | 3名 |
| みなみ野保育園 | みなみ野6-1-1 | 042-637-8828 070-1270-2025 | 2名 |

避難情報発令時における代替保育のご案内

公設公営保育園では、台風や集中豪雨に伴い、在園施設又は一時・緊急・定期利用保育の利用施設が臨時休園の措置をとった際に、社会基盤を維持する医療・防災などの職業に就く方を対象に代替保育を実施します。

代替保育の実施及び中止の判断について

臨時休園に関する情報につきましては、市ホームページに掲載いたします。台風等の襲来が予測される際には、市ホームページをご覧ください。代替保育が必要な場合は次の内容に沿ってお申込みください。

- (1) 保育前日の午後 2 時時点において、警戒レベル 3 以上の避難情報が発令された場合又は警戒レベル 3 以上の発令が予想される場合において、代替保育を実施します。
- (2) 代替保育実施を予定していた当日の午前 6 時時点において、警戒レベルの引き下げ等により、臨時休園の措置が解除された場合には、代替保育の実施を中止します。
登園前に、市ホームページにて状況をご確認ください。

代替保育の対象

保育所等への在籍又は一時・緊急・定期利用保育を利用し、教育・保育給付認定のうち 2 号又は 3 号認定を受け、両親ともに又はひとり親家庭の保護者が次のアからカの職に就き、在園施設又は利用施設が臨時休園した際に、家庭での保育が困難な家庭とします。これに該当しない方については、代替保育の対象外とさせていただきます。

- ア 医療従事者
- イ 消防・自衛隊・災害業務に携わる公務員等の防災関係者
- ウ 警察官
- エ 福祉施設従事者
- オ 社会インフラ従事者
- カ その他、市長が認める者

保育時間

午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

保育料

在園児 :無料とします。

一時保育利用者:利用日に承諾している保育時間の保育料を当日お支払いいただきます。

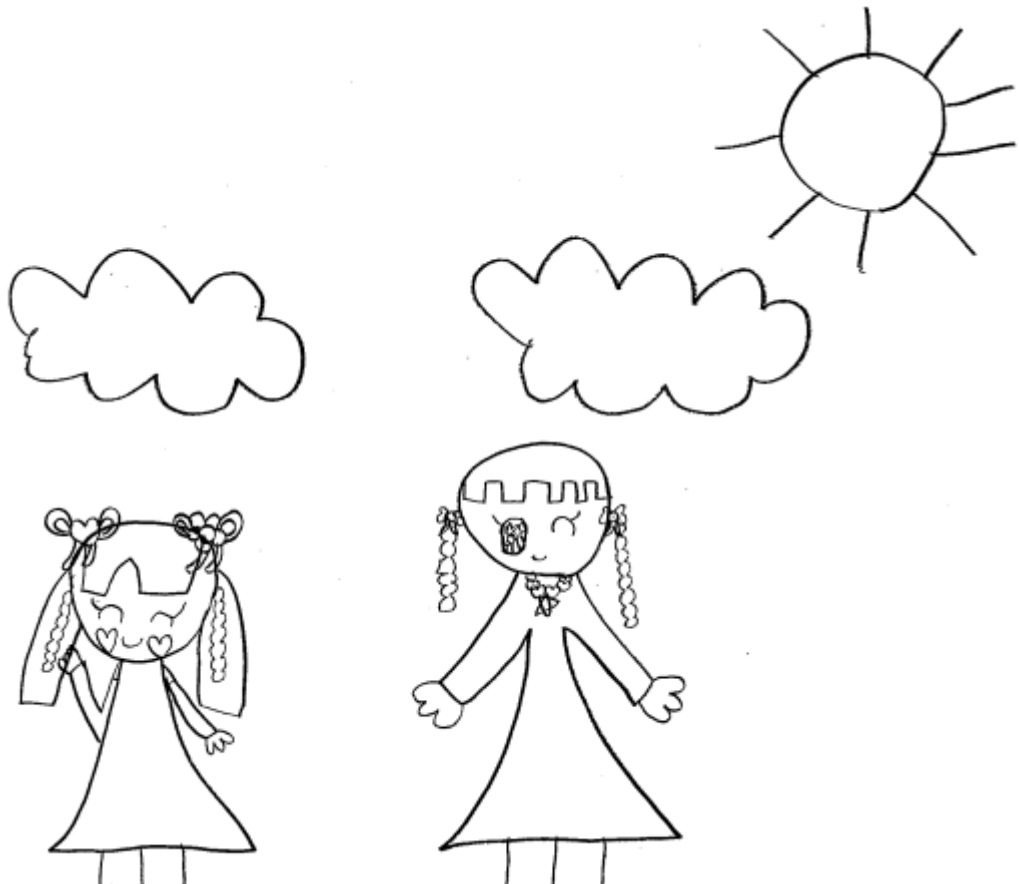
緊急、定期利用保育利用者:既に納入されている特別保育料を充てます。

※在園児及び特別保育利用者ともに保育時間を超過した場合は、別途料金がかかります。

提供施設及び定員

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 定員 |
|--------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| 子安保育園 | 子安町4-31-1 | 042-622-3343 070-1270-1875 | 各園 10名 |
| 子安保育園いずみの森分園 | 子安町2-18-1 | 042-642-7677 070-1270-1884 | |
| 富士見台保育園 | 富士見町21-1 | 042-643-0353 070-1270-1931 | |
| 長房中央保育園 | 長房町588-29 | 042-662-2060 070-1270-1973 | |
| みなみ野保育園 | みなみ野6-1-1 | 042-637-8828 070-1270-2025 | |

※申込みや受付に関しましては、子どもの教育・保育推進課へお問い合わせください。



八王子市立

【公設公営】

| 項目 保育園名 | 所在地 | 電話番号 | 認可年月日 | 施設長名 |
|------------------|------------------|---------------------------|------------|--------|
| 子安保育園 | 子安町四丁目31番1号 | 622-3343 070-1270-1875 | 昭和25年7月10日 | 小笠 和代 |
| 子安保育園 いずみの森分園 | 子安町二丁目18番1号 | 642-7677 070-1270-1884 | 令和2年8月24日 | |
| 千人保育園 | 千人町三丁目5番17号 | 661-3360 070-1270-1885 | 昭和26年9月12日 | 中田 直美 |
| 高尾保育園 | 高尾町1737番地 | 661-2431 070-1270-1895 | 昭和31年8月1日 | 床次 美由紀 |
| 恩方保育園 | 下恩方町1314番地 | 651-3851 070-1270-1906 | 昭和35年4月1日 | 志村 喜美 |
| 富士見台保育園 | 富士見町21番1号 | 643-0353 070-1270-1931 | 昭和39年4月1日 | 日巻 春美 |
| 北野保育園 | 北野町570番地12 | 644-3725 070-1270-1980 | 昭和46年5月1日 | 和田 輝美 |
| 元八王子保育園 | 式分方町739番地 | 625-8005 070-1270-2062 | 昭和50年4月1日 | 佐藤 妃奈子 |
| 津久田保育園 | 中野山王三丁目22番3号 | 622-7390 070-1270-1935 | 昭和43年7月1日 | 大澤 律子 |
| 長房中央保育園 | 長房町588番地 都営西29号棟 | 662-2060 070-1270-1973 | 昭和45年4月1日 | 堀江 裕子 |
| みなみ野保育園 | みなみ野六丁目1番1号 | 637-8828 070-1270-2025 | 平成9年4月1日 | 田中 美香 |

【公設民営(指定管理者)】

| | | | | |
|----------------------|-----------------|----------|------------|--------|
| 長房西保育園 | 長房町588番地 都営西8号棟 | 664-2583 | 昭和50年5月1日 | 大塚 英生 |
| 静教保育園 | 元横山町三丁目19番13号 | 622-2093 | 昭和23年7月1日 | 今吉 里佳 |
| 多賀保育園 | 元本郷町三丁目8番16号 | 622-2054 | 昭和26年9月12日 | 佐久間 祥子 |
| 中野保育園 | 中野上町一丁目22番11号 | 622-3454 | 昭和25年8月20日 | 吉村 里美 |
| 石川保育園 | 石川町2966番地8 | 642-2853 | 昭和26年1月20日 | 高瀬 祐三子 |
| 市役所内保育園 (小規模保育事業) | 元本郷町三丁目24番1号 | 620-8816 | 平成30年4月1日 | 中田 千江子 |

長房西保育園は、平成18年4月1日から公設民営化により、社会福祉法人相友会が指定管理者として管理運営をしています。
 静教保育園は、平成20年4月1日から公設民営化により、社会福祉法人太和会が指定管理者として管理運営をしています。
 多賀保育園は、平成20年4月1日から公設民営化により、社会福祉法人愛和会が指定管理者として管理運営をしています。
 中野保育園は、平成22年4月1日から公設民営化により、社会福祉法人公德福祉会が指定管理者として管理運営をしています。
 石川保育園は、平成23年4月1日から公設民営化により、社会福祉法人多摩養育園が指定管理者として管理運営をしています。
 市役所内保育園は、平成30年4月1日に開園し、社会福祉法人鶴見会が指定管理者として管理運営をしています。

保育園の概要

(施設長及び職員数は令和5年4月1日現在)

| 地積面積 | 構造及び建物面積 | 定員 | | | | | | 保育士 | 調理員 | 用務員 | その他 | 嘱託医 |
|--------------------|-----------------------|----|----|----|----|------|----|-----|-----|-----|--|-----|
| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4・5歳 | 計 | | | | | |
| 1,018㎡ | 鉄筋コンクリート905㎡ | / | 20 | 20 | / | / | 40 | 11 | | | 栄養士 1 | 2 |
| 1,179㎡ | 鉄筋コンクリート523㎡ | / | / | / | 20 | 40 | 60 | 6 | 2 | 1 | | |
| 1,545㎡ | 鉄筋コンクリート553㎡ | / | 8 | 11 | 15 | 30 | 64 | 10 | 2 | 1 | 10 園 兼 務 栄 養 士 3 名 | 2 |
| 2,016㎡ | 鉄筋コンクリート604㎡ | / | 4 | 5 | 8 | 22 | 39 | 7 | 1 | 兼 任 | | |
| 1,773㎡ | 鉄筋コンクリート540㎡ | / | 9 | 9 | 10 | 18 | 46 | 9 | 1 | 兼 任 | | |
| 1,386㎡ | 鉄筋コンクリート504㎡ | / | 4 | 5 | 10 | 22 | 41 | 7 | 1 | 兼 任 | | |
| 1,654㎡ | 鉄筋コンクリート484㎡ | / | 12 | 12 | 14 | 33 | 71 | 11 | 2 | 兼 任 | | |
| 2,700㎡ | 鉄筋コンクリート540㎡ | / | 5 | 8 | 10 | 20 | 43 | 8 | 1 | 1 | | 2 |
| 1,963㎡ | 鉄筋コンクリート 2階建1,148㎡ | 6 | 8 | 10 | 18 | 30 | 72 | 12 | 2 | 1 | 看護師1 栄養士1 | 2 |
| 2,008㎡ | 鉄骨鉄筋コンクリート 706㎡ | 3 | 5 | 6 | 10 | 25 | 49 | 9 | 2 | 兼 任 | 看護師1 栄養士1 | 2 |
| 2,517㎡ (センター含む) | 鉄筋コンクリート 2階建683㎡ | 6 | 15 | 15 | 18 | 33 | 87 | 14 | 2 | 1 | 看護師1 栄養士1 | 2 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------------------|---|----|----|----|----|-----|----|---|---|--------------|---|
| 1,640㎡ | 鉄筋コンクリート694㎡ | 9 | 10 | 12 | 20 | 49 | 100 | 13 | 1 | 1 | 看護師1 栄養士2 | 2 |
| 616㎡ | 鉄筋コンクリート385㎡ | / | 5 | 10 | 15 | 35 | 65 | 10 | 1 | 1 | 栄養士1 | 2 |
| 991㎡ | 鉄筋コンクリート 2階建492㎡ | / | 6 | 12 | 20 | 42 | 80 | 10 | 0 | 1 | 栄養士2 | 2 |
| 1,005㎡ | 鉄筋コンクリート 2階建527㎡ | / | 8 | 10 | 20 | 47 | 85 | 10 | 1 | 1 | 栄養士1 | 2 |
| 1,133㎡ | 鉄筋コンクリート409㎡ | / | 5 | 10 | 20 | 50 | 85 | 11 | 1 | 1 | 栄養士1 | 2 |
| 554㎡ | 鉄骨造226㎡ | 4 | 6 | 6 | / | / | 16 | 4 | 0 | 0 | 栄養士1 | 2 |

保育園(集団)の中で流行しやすい病気

| 病名 | 感染期間 | 感染経路 | 症状 | 家庭での看護 | 登園の目安 |
|----------------------|---------------------------------|----------|---|---|--|
| インフルエンザ | 症状がある期間。特に発症24時間前から後3日間 | 鼻・口 | 突然の高熱が出現し、3～4日間続く。全身症状を伴う。 呼吸器症状は、約1週間の経過で軽快する。 肺炎・中耳炎・脳炎・脳症に注意する。 | 水分補給を十分にし、脱水症に気をつける。 部屋の湿度を保ち、換気を十分に行う。 | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから |
| 新型コロナウイルス感染症 | 症状がでる2日前から、症状がでてから5～10日 | 鼻・口 | 発熱、頭痛、鼻水、のどの痛みや息苦しさなどの呼吸器症状、だるさ、 消化器症状、味覚・嗅覚異常など。 症状が悪化し、肺炎になることもあるため注意する。 | 水分補給を十分にし、脱水症に気をつける。 部屋の湿度を保ち、換気を十分に行う。 刺激の少ない消化のよい食事をとる。 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること |
| 感染性胃腸炎 (ウイルス性胃腸炎) | 症状のある期間 | 鼻・口 便 | 吐くことから始まることが多く、間もなく発熱がある。下痢は、水様便、 色は黄白色で粘液やブツブツが入っているときもある。 | 水分補給を十分にし、脱水症に気をつける。 おう吐物の処理に注意する。 | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事ができること |
| 百日咳 | 抗生剤を服用していない場合、咳出現後3週間 | 鼻・口 | かぜのような咳で始まり、しだいにひどくなる。コンコンヒューヒューと 特有の咳が出て、夜間に悪化する。合併症がない限り発熱はない。 | 部屋の湿度を保ち、換気を十分に行う。刺激のある食物は避け、水分補給を十分にする。 | 特有の咳が消失してから、 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから |
| 麻疹 (はしか) | 発熱出現1～2日前から 発疹出現後4日間 | 鼻・口 | 初めはかぜと同じ症状で熱が出て、咳やくしゃみ、鼻水が出るが多い。 目が赤くなって、目やにが出る。口の内側に小さなブツブツができる。 | 高熱のときは、水分を飲ませる。 食べやすく消化の良い高カロリーの食事をとる。 | 解熱後3日を経過してから |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺腫脹前7日から、 腫脹後9日まで | 鼻・口 | 発熱、片側又は両側の耳下腺が腫れる。口を開くと痛い。 のどの下の顎下腺が腫れることがある。乳児や年少児では、感染しても 症状が現れないことがある。 | 熱があり、痛がるときは冷やす。 熱がないときは、温シップをする。 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから |
| 風疹 (三日はしか) | 発疹がでる前後7日 | 鼻・口 | 初めは軽いかぜのような兆候が現れる。赤い小さな発疹が頭から首、 胸、全身に広がっていくが、約3日で消える。 リンパ腺の腫れが目立つ。 | 発疹がかゆみを伴うこともあるので、つめは短く切っておく。元気でも発疹が消えるまで 戸外に出ないようにする。 | 発しんが消失してから |
| 水痘 (水ぼうそう) | 発疹がでる1～2日前から 全ての発疹がかさぶたになるまで | 鼻・口 | 発疹は、体幹から全身に広がり、頭や口の中にも出る。 湿疹は、紅班から丘疹・水疱・痂皮(かさぶた)の順に変化し、様々な段階の 発疹が同時に混在する。 | かさぶたをつめでかかない様にする。 刺激が少ない、消化のよい食事をとる。 | すべての発しんが痂皮化してから |
| 突発性発疹 | 熱が下がるまで | 鼻・口 | 生後6カ月～24カ月の児が罹患することが多く、生まれて初めての 高熱である場合が多い。高熱が3日位続き、熱が下がると蚊に刺された 様な発疹が出る。熱性けいれんに注意する。 | 一般のかぜと同じ。 | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

| | | | | | |
|-----------------|----------------------|----------|---|--|--------------------------------|
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 咽頭から2週間、糞便から数週間排泄される | 鼻・口 便 | 39℃前後の発熱、咽頭炎(咽頭発赤・咽頭痛)、結膜炎(結膜充血) | 感染者は気道・便・粘膜などからウイルスを排泄するので、手洗いの徹底及びおむつの取扱いに注意する。 | 主な症状が消え2日経過してから |
| 溶連菌感染症 | 抗菌剤服用後24時間が経過するまで | 鼻・口 | 発熱、発疹、胃腸障害、頭痛、関節痛などを訴える。かゆみを伴う粟粒大の発疹が出る。おう吐、下痢、腹痛などを伴う。 | 投薬を正しく守ること。 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| 手足口病 | 手足や口の中に水疱・潰瘍が出る数日間 | 口 便 | 夏かぜの一種。口の中に発疹ができ、手のひら、足の裏やおしりにも丘疹や水泡がみられる。熱や下痢を伴う。 | 排泄物から感染する。 のどを刺激しない食事を与える。 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 発疹が出る前後4～5日 | 鼻・口 | 夏かぜの一種。突然39℃前後の発熱、咽頭痛、口蓋垂付近に小水疱、小潰瘍ができる。 | のどを刺激しない食事を与える(熱いもの、固いもの、辛いものは避ける。) | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 (りんご病) | 顔に発疹が出るまで | 鼻・口 | 両側の頬に深紅色の発疹が現れ、手、足、体に多数発疹が出る。 発熱は軽度で、他の病気と併発しないのが普通。 | 発疹をつめでかかないようにする。 | 全身状態が良いこと |

15 皮膚病

| | | | | | |
|-----------------|------------|----|--|--------------------------|---------------------------------|
| 伝染性膿疱疹 (とびひ) | かさぶたがとれるまで | 接触 | 初め小さなブツブツ、やがて大きな水泡ができ、皮膚が薄いので破れやすい。感染力が強くとびひに伝播する。 虫刺されによるかゆみなどをかきこわしておこることがある。 | つめを切る。 皮膚を清潔にする。 | 皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること |
| 伝染性軟属腫 (水いぼ) | 不明 | 接触 | わきの下、胸、横腹などに米粒から小豆位の大きさの水を持ったいぼができる。真ん中がポツンと窪んでいる。 灰白色で表面がザラザラして硬い。数が増える。 | 皮膚を清潔にする。 タオルの共用は避ける。 | 掻きこわし傷からの滲出液が出ているときは被覆すること |

眼病

| | | | | | |
|-------------------|--------|----|--------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 流行性角結膜炎 (はやり目) | 治癒するまで | 接触 | 目が充血し、まぶたが腫れ、涙が出る。感染力が強くとびひになることがある。 | 患部に触れた手は、流水で十分に洗い流す。 熱湯消毒できるものは、すべて煮沸する。 | 医師において感染の恐れがないと認められてから(結膜炎の症状が消失してから) |
|-------------------|--------|----|--------------------------------------|---|---------------------------------------|

(「保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省 参照)

※ いずれの場合にも、早期に専門の医師の診断を受けるようにしましょう。

※ 全快して登園する場合は、登園届を保育園まで提出してください。医師による証明書等の提出は必要ありません。

在宅子育て家庭への支援

公立保育園では、在宅で子育てをしている保護者とお子さんを対象に、子育てひろば、園庭開放、各種行事へのお誘いなど、様々な子育て支援事業を行っております。お近くに、在宅で子育てをされている方がお住まいでしたら、是非、お声かけください。

☆子育てひろば

保育園のホールなどを使って、子育てひろばを行っています。遊具で遊びながら、お子さん、保護者間の交流を図っています。子育て講座の開催や八王子市の子育て情報の提供、子育てに関する相談もお受けしています。また、平日の月曜日から金曜日まで、園庭も開放しております。

各保育園のひろば

| 名称 | 園名 | 実施日(曜日)及び時間 | 電話番号 |
|-------------|---------|--------------------|--|
| こやすっこひろば | 子安保育園 | 月～金 9:30 ~ 12:30 | 電話番号や実施内容については、八王子市子育て応援サイトのスマホサイト(二次元バーコード)でご確認ください。  |
| せんになあそびのひろば | 千人保育園 | 月・火・金 9:00 ~ 12:00 | |
| てんぐちゃんひろば | 高尾保育園 | 火・水・木 9:00 ~ 12:00 | |
| すくすく山の子ひろば | 恩方保育園 | 月・木・金 9:30 ~ 12:30 | |
| もこもこひろば | 富士見台保育園 | 月・水・木 9:00 ~ 12:00 | |
| つくしっこひろば | 津久田保育園 | 月～金 9:00 ~ 12:00 | |
| がりんがりんひろば | 長房中央保育園 | 月・水・金 9:00 ~ 12:00 | |
| ぼっぼひろば | 北野保育園 | 火・水・金 9:00 ~ 12:00 | |
| もとはちっこひろば | 元八王子保育園 | 月・火・金 9:00 ~ 12:00 | |

つくしっこひろば(津久田保育園)は、通常の子育てひろばに加えて、楽しみながら感覚刺激される遊具を設置するなど、障害があるお子さんにも利用しやすい子育てひろばとなっています。

○記載内容は令和5年度の情報になります。詳細は八王子子育て応援サイトで御確認ください。
○指定管理者の運営している、石川保育園・中野保育園・静教保育園・多賀保育園・長房西保育園・市役所内保育園については、各保育園にお問い合わせください。

☆園庭開放

各保育園では平日の月曜日から金曜日まで園庭開放を行っています。
※実施時間等の詳細は各保育園にお問い合わせください。

☆保育園の行事に参加してみませんか？

誕生日会、夏祭り、運動会など、1年を通じてさまざまな行事を行っています。地域にお住まいのお子さんや、保護者のみなさんもお参加いただけます。
※実施状況については、各保育園にお問い合わせください。

☆親子で体験してみませんか？

地域の子育て家庭を対象に保育園での生活を体験する『親子体験保育』を実施しています。親子体験保育では、年齢に応じて保育園が計画した保育内容を基に、在園している子ども達と交流しながらいろいろな遊びを体験します。保育園の給食も有料で試食できます。この親子体験保育を通して、今後の子育ての参考にしてみてはいかがでしょうか。希望する方は、希望する保育園に電話、又は直接来園してお申込みください。
※実施状況については、各保育園にお問い合わせください。

☆お気軽に御相談ください！

子育ての中で「こんなときは、どうしたらいいのかしら?」「誰かに話を聞いてほしい」など、気にかかることや、困っていること、話を聞いてほしいことなどはありませんか?各保育園では、子育てに関する相談をお受けいたします。お気軽に御相談ください。

児 童 憲 章

- ★ 児童は、人として尊ばれる。
- ★ 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- ★ 児童は、よい環境のなかで育てられる。

